

飲食店や給食施設などで調理業務に
従事している調理師は

調理師業務従事者届 を出しましょう

令和8年12月31日現在の状況を
令和9年1月15日までに
就業地の都道府県に届出

飲食店や給食施設などで調理業務に従事している調理師は、調理師法第5条の2に基づき、氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、2年ごとにその就業地の都道府県知事に届け出ることが義務づけられています



●照会先：届出方法等については、就業地の都道府県にお問い合わせください。